

# 諏訪地方社保協

## ニュース

諏訪地方社会保障推進協議会  
2022年12月28日発行 No.2  
下諏訪町矢木町214 南信勤医協内  
TEL: 0266-28-3071(代)  
メール: suwasyahokyo2021@skhp.or.jp  
ホームページ: “諏訪社保協”で検索

### 介護保険制度の改善を求める陳情書 茅野市・下諏訪町・富士見町・原村 議会で採択！

各議会から次々と寄せられた採択通知

社保協が12月の各議会に提出していた上記の陳情書は茅野市、下諏訪町、富士見町、原村の議会で採択されました。

この陳情書は、来年が介護保険制度の第9期改定の決定を国会で行う年であり、すでに厚労省の介護保険部会は利用者の負担増を狙う制度改悪のメニュー（下表7つの論点）の議論がまさに行われている最中に制度の改善を求めて提出したものです。

しかし岸田政権はロシアのウクライナへの軍事進攻等に乗じて、大軍拡路線（来年から5年間で43兆円）に突き進むつもりです。今年10月からの後期高齢者医療の窓口負担2倍化に続き、今後、介護保険でも利用料原則1割から2割へとする等の国民負担増の改悪を介護分野にも導入するもので、これを絶対に許さないために、介護保険制度の改善を求める声を

地方から上げていく重要な取り組みです。

**利用者・家族の声が議会動かす**

この陳情は塩尻市、山形村、飯綱町などで採択されている中で（12月27日現在）、諏訪地域4自治体での採択は全県を牽引する力となつていきます。とくに市段階で茅野市で採択されたことは画期的なことといえます。

陳情書の審議あたって、社保協は富士見町、諏訪市、原村の各議会の委員会審査に出席し意見陳述を行いました。その中で要介護1・2の方々を総合事業に移行した場合、それまでの要支援の方々の2倍以上の方々の受け皿があるのか、利用料の安価な事業に参入する事業者確保問題や、かえって制度が要介護度を上げてしまわないか等の問題を投げかけました。また民医連が9〜10月に行った1600名以上の緊急全国調査結果を示し、介護保険の利用料が2倍になれば、

### 負担増は一斉地方選後？ 7つの論点のほとんどが先送り

- ▲利用料の原則2割負担、3割負担の対象者拡大⇒2割負担は次期計画に先送り。**現役並所得者の3割化は引き続き検討**
- ▲要介護1、2の人の生活援助等を市町村の「総合事業」に移行  
⇒**第10期計画期間開始前までに結論する**
- ▲現在40歳以上の被保険者の範囲拡大  
⇒**引き続き検討**
- ▲多床室での室料徴収の拡大⇒**次期計画に向け結論**
- ▲ケアプランの有料化⇒**第10期計画期間開始前までに結論**
- ▲補足給付の資産要件に不動産を加える  
⇒**引き続き検討**
- ▲福祉用具を「貸与」から「販売」に切り替え⇒**引き続き検討**

市、原村の各議会の委員会審査に出席し意見陳述を行いました。その中で要介護1・2の方々を総合事業に移行した場合、それまでの要支援の方々の2倍以上の方々の受け皿があるのか、利用料の安価な事業に参入する事業者確保問題や、かえって制度が要介護度を上げてしまわないか等の問題を投げかけました。また民医連が9〜10月に行った1600名以上の緊急全国調査結果を示し、介護保険の利用料が2倍になれば、

34%が在宅サービスの利用を中止か減らすと回答・等の調査結果に各議員が注目し、原村議会では実に1時間半越えの審査となりました。

### 厚労省は批判受け

#### 来夏に先送り

12月16日に国の部会が開かれ、その「まとめ」では、多くの国民負担増の結論は先送りになるという異例な状況となりました。これは寄せられている署名や年金カット、後期高齢者医療の負担増の上にさらに介護の負担増は許さない国民の声が押しとどめてい

まします。しかし、政府は諦めてはいません。2割負担の対象拡大などは来年夏までに結論を出すといいますが、来春の一斉地方選過ぎに再び持ち出すことは明らかです。これからは本番です。署名や議員への働きかけ等、介護の抜本改善に転換させるためにともに頑張りましょう。

# 2022 秋のキャラバン



昨年の茅野市との懇談の様子

市町村独自減免制度の創設を。②国保・後期高齢者医療加入者が新型コロナウイルス感染した場合、傷病手当が受けられるようにすること。③国保の県統一化は新型コロナウイルスの感染拡大を想定されておらず、被保険者の経済状況を考慮し、県に再検討を求めること。④加齢性難聴者への補聴器購入に自治体補助制度を創設すること。⑤子

社保協は11月25日、諏訪6市町村長と広域連合長宛てに今年の「国保・介護・福祉医療等に関する要望書」を提出しました。

子ども医療費の18歳まで完全窓口無料化、かつ諏訪の3市1町が行っている食事助成を行って先進地域にすること。などを掲げ、70項目を超える要望書となっています。

要望書は毎年更新していますが、今回は特に重点項目とそれ以外の項目に分けています。重点項目は、①国のコロナ減免制度（23年3月まで延長）に基づき、収入減少世帯の国保料、後期高齢者医療、介護保険料の減免の期限をコロナ収束まで延長すること。②市町村国保の改善については、①市町村国保の改善について②介護保険・高齢者施策の改善について③生活保護の改善について④子育て・子育て支援・1人親家庭支援と貧困克服にむけて

⑥障がい者施策の改善について等の項目となっています。今後、回答が年明け後に向け行われた後、市町村幹部との懇談を行う予定です。

## 補聴器に公的助成を



### 補聴器購入助成署名の到達 12/28

自治体	到達	目標数	人口	人口比
岡谷市	301	1000	47790	0.63%
諏訪市	343	1000	48729	0.70%
茅野市	371	1000	56400	0.66%
下諏訪町	357	500	19155	1.86%
原村	37	300	7680	0.48%
合計	1409	3800	179754	0.78%

補聴器署名の状況です。コロナ禍の中で1,400筆を超える皆さんの声を集めていただきありがとうございます。今後、市町村長に提出予定です。記入済の用紙がありましたら社保協まで。

### 12/14 社保協構成団体の諏訪地方民主商工会の婦人部総会があり、補聴器購入助成制度について事務局長が解説に伺いました。今号では諏訪民商婦人部の活動を紹介していただきました。

諏訪民商婦人部は今年創立42年を迎えました。部員数は現在120名。様々な業種の女性達の集まりです。主に家業に従事し、小規模事業者、家業従事者として日々の暮らし経営を担っています。そして、その中から税制、社会保障等の様々な不公正を学び改善を求める運動を行っています。

私たちの活動の柱に「所得税法56条」を見直す運動があります。現在の個人事業者の申告は家族の働き分は世帯主1人の収入（働き分）として集約され、家族従業者の働き分は経費として認められていません。そのため一人一人の独立性、（給与支払報告書は出せない）は認められず、単価の引き下げの理由にされ国保に傷病手当金がないことの1つにされています。

「所得税法56条」の見直しは諏訪市、富士見町、原村で陳情が採択され国に意見書を提出しています。

県内では77自治体中47自治体で採択されました。私たちも下諏訪町、茅野市でも採択されるよう引き続き働きかけていきます。

生活に直結するということでは補聴器の助成についての関心は高くこれから確定申告期を迎え計算会、小集会等あるので積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

又、来年10月から実施が予定されているインボイス制度は税率を変えない消費税の増税となります。業者の実務面でも大きな負担となり廃業、倒産の事業者が生まれることが予想されます。地域の事業者は地域を守る担い手です。インボイス制度導入反対の署名にみなさんのご協力をお願いします。

諏訪民商 事務局 清水栄子